

新版

財政

元内閣法制局長官

吉国一郎

共編

元大藏事務次官

吉国二郎

會計辞典

編 者

吉国一郎 内閣法制局長官

吉国二郎 大蔵事務次官

新版 財政会計辞典

定価 4200円

昭和34年6月25日 初版発行

著者との話合により検印省略

昭和48年7月15日 新版発行

昭和56年3月30日 新版7刷

編 者 吉 国 一 郎

吉 国 二 郎

発行者 小 林 泰 輔

印 刷 東光整版印刷株式会社

製 本 仲村製本株式会社

学 陽 書 房 東京都千代田区富士見1-7-5 電 261・1111-4 振替東京 7-84240

ISBN 4-313-12001-7 C 2532

は し が き

財政会計の分野には、専門的な用語がすくぶる多い。ところで、国、地方公共団体、公社、公庫等における会計事務担当の職員の数は、なかなか多く、この方面から、この財政会計関係の専門用語を実務向きに解説した辞典ふうの書物を要望する声は、相当地強く出ているようである。数年前、今回の執筆者を含めた内閣法制局関係者のグループで「法令用語辞典」を編集出版したさいにも、そういう声をしばしば耳にしたのである。

そこで、本辞典は、こういう要望に応ずる趣旨で、学陽書房主人の光行寿氏の強いすすめに基づき、編さんされたものであるが、執筆をわずらわした諸君は、いずれも本務として多忙な公務をもっている人々であるので、計画は、もう3、4年前にたてられていたにもかかわらず、これが実現については、相当の期間を要することとなったのである。しかし、執筆者諸君の特別の努力により、今度、ようやく発行の運びになったことは、編者として、まことに、よろこびに堪えない。

この辞典に収録された財政会計関係の専門用語は、全部で813語であるが、めばしいものは、大ていもうらしてあるつもりである。

次に、執筆者は、別記のとおり、内閣法制局又は大蔵省に勤務する諸君であり、いずれも、国の財政会計関係事務に深い学識と多年の実務経験を有する人であるが、もちろん至らない点も多いと思うし、また、そこに表明された意見は、役所の公の見解ではないが、その叙述は、一応權威のあるものと考えていただいてよいと思う。執筆は、各自がそれぞれ一定の語数を分担して行なったのであるが、その叙述の仕方については、お互によく連絡検討したので、統一はとれているつもりである。なお、引用された法令は、ごく最近の改正までを織りこんだアップ・ツウ・デイトのものになっている。

おわりに、この辞典の完成に至るまで、関係者の仕事をしきりに促進し、督促された学陽書房の光行主人はじめ皆さん方に厚く感謝の意を表したい。この

書物が今日ひのめをみるに至つたのは、全くこれらの方々の推進力によるものである

昭和 34 年 7 月

編 者

改訂新版の刊行に際して

財政会計辞典が昭和34年に刊行されてから早くも約14年になるが、この間に成立した財政会計関係の法律（一部改正法を含む。）の数は、500件に近い。このことからもうかがえるように、国の財政及び会計制度、地方財務会計制度、税制などの改正には顕著なものがある。一方その基盤である公経済も、たとえば国の予算規模でみれば、昭和34年度の1兆4千億円台から48年度はその10倍の14兆円台になつたことにみられるように、その拡大はめざましく、わが国の経済発展に大きな影響を与えてきた。円の切上げという重大な転機を経て、経済成長の成果のうえに立ち、福祉の充実を図るという国民的課題にこたえるべき財政の役割は、ますます大きいものとなつている。

財政会計制度は、きわめて専門的なものであり、技術的な面をもっている。平素よく用いられている財政会計関係法令の数は500あまりと思われるが、このような法規でいろいろと規制されている会計制度の姿を正確に把握するためには、基礎的な財政会計上の用語や原則を正しく理解しておくことが必要である。

本書は、従来の内容を昭和48年初めの財政会計法令に即して全面的に再検討し、別紙のような新執筆者を加えた顔ぶれで作業を進めて改訂加筆するとともに、さらに相当数の新規項目を追加して改訂新版としたもので、収録項目は1,000をこえている。財政会計関係の仕事に日頃従事している関係公務員の方はもちろん、その他この方面に関心を持たれる一般の方々にとつても、本書が好個の参考書となりうるよう配慮したつもりであり、何かと便利で、いざというときの役に十分立ちうるものと信ずる。

最近の財政会計制度に即して編集した本書が、類書のほとんど見あたらないこの分野で、広く公経済の実務家や関係者の道づれ、手引きとして、その座右にあつていろいろ役立つならば、こんなうれしいことはない。

昭和48年5月

編 者

《執筆者》

内閣法制局（関係）

長	官	吉 国 一 郎
第 一 部	長	角 田 礼 次 郎
第 三 部	長	茂 串 俊
総 務 主 幹		前 田 正 道
憲 法 資 料 調 査 室 長		菊 井 康 郎
参 事 官		水 口 昭
参 事 官		迫 田 泰 章

*

最 高 裁 判 所 判 事 (前内閣法制局長官)	官	高 辻 正 巳
学 習 院 大 学 教 授 (元内閣法制局第一部長)		山 内 一 夫
元内閣法制局第一部長(故)		関 道 雄
日 本 開 発 銀 行 理 事 (元内閣法制局参事官)		吉 光 久
中 小 企 業 金 融 公 庫 理 事 (元内閣法制局第三部長)		荒 井 勇
総 理 府 統 計 局 長 (元内閣法制局参事官)		加 藤 泰 守
畜 産 振 興 事 業 団 理 事 (元内閣法制局参事官)		竹 内 勉
自 治 大 学 校 長 (元内閣法制局参事官)		立 田 清 士
自 治 省 税 務 局 府 県 税 課 長 (元内閣法制局参事官)		山 崎 英 顕
横 浜 国 立 大 学 教 授 (元内閣法制局参事官)		成 田 頼 明

大 蔵 省（関係）

大 臣 官 房 審 議 官	官	田 辺 博 通
大 臣 官 房 会 計 課 長		早 田 肇
主 計 局 主 計 監 査 官		松 本 勉
主 計 局 司 計 課 課 長 補 佐		宮 沢 和 夫
主 計 局 法 規 課 課 長 補 佐		水 谷 文 彦
主 計 局 法 規 課 課 長 補 佐		兵 藤 広 治
主 計 局 共 済 課 課 長 補 佐		中 村 文 昭
主 税 局 税 制 第 一 課 課 長 補 佐		吉 牟 田 勲
主 税 局 税 制 第 二 課 課 長 補 佐		中 山 君 雄
主 税 局 税 制 第 三 課 課 長 補 佐		中 山 幸 一
銀 行 局 保 險 部 長		安 井 誠
造 幣 局 東 京 支 局 会 計 課 長		西 川 東 海 衛
国 税 庁 直 税 部 長		吉 田 富 士 雄
関 東 財 務 局 長		植 松 守 雄
名 古 屋 税 関 長		元 山 哲 太

*

経 済 企 画 庁 官 房 長 (前大蔵省大臣官房審議官)	官	高 橋 英 明
内 閣 総 理 大 臣 官 房 国 土 総 合 開 発 対 策 主 任 室 長 補 佐 (前大蔵省主計局法規課課長補佐)		滝 川 哲 男

は ん れ い

□用語の選定・排列について

用語については、財政・会計関係の現行法令において使用されている基礎的用語、財政・会計関係の実務用語、常識用語等を中心として選定した。この場合、財政・会計関係とは、国の財政制度・会計制度を中心とし、これと関連の深い地方財務会計制度及び税制の基礎的なもの、その他通貨及び政府金融関係、公務員の給与関係等で財政会計と密接な関係があり、実務上よく用いられるものを加えたものである。また、用語の排列は50音順によつた。

□収録語数について

初版の813語に対し、その後の法令の改廃等に伴い不要と思われるもの29語を削除するとともに、新たに225語を追加収録し、収録語数は1,005語となっている。

□引例について

説明にあたって引用した法令は、原則として昭和48年1月現在のものによつた。すなわち、法律についていえば、原則として第70回国会までに成立したものによつた（ただ、第71回国会ですでに成立した法律については、できる限りこれを織り込むこととした。）。また、既に廃止されている法令を引用するときは、たとえば、「旧会計法（大正10法律42号）」、「財政法旧29条」というように「旧」という字を冠して引用した。

□類似項目等について

「収入印紙」と「印紙」、「歳出予算の繰越し」と「予算の繰越し」のような類似項目又は同義語については、そのいずれか一方の語において解説し、他方は省略したものが多く、この場合、収入印紙 → 「印紙」のごとく表示した。これは、「収入印紙」については「印紙」の項を見よという意味である。

また、ある項目の説明に用いられている用語が別項目としてとり上げられており、その別項目を参照することが当該項目の理解に便宜であると考えた場合には、その用語（原則として説明文中最初に使用されるものに限る。）の左肩に*印を附した。この場合、同一の語にはじまるいくつかの項目があり、どの項目を参照するのかまぎらわしいとき又は参照すべき項目が著しく長いとき

は、終わりの字の右肩にコンマ（'）を附した。

「*予算の編成'……」

「*証券による歳入納付'……」

なお、当該項目において解説すべき事項が他の項目で詳細に述べられている場合には、説明の重複を避ける意味でその項目の末尾又は記述中の適宜の箇所に（→「……」）というように、注記した。

□使用数字について

本書において使用した数字は、原則としてアラビア数字を用いた。また、かつこ内で法令の条項を示す場合は、（地方自治法96 I 8）のごとく、アラビア数字は条、ローマ数字は項、イタリック数字は号を、それぞれ表わすものとした（なお、ローマ数字のXは10，Vは5，Iは1を表わす.）。

中小企業金融公庫監事
(元大蔵省主計局司計課
課長補佐)

狩野倉二

住宅金融公庫
管理部次長
(元大蔵省主計局司計課
課長補佐)

小島忠二

雇用促進事業団全国勤
労青少年会館経理部長
(元大蔵省主計局
主計監査官)

米田一男

第一ホテル(株)企画室長
(元大蔵省主計局法規課)

小暮昭良

体系別事項索引

1 財政通則

【財政一般】

財政	199
財政法規	204
財政資金	200
公租公課	140
公課→公租公課	140
公課の先取特権（優先権）	125
課徴金	47
専売	302
財政専売	202
たばこ専売	324
塩専売	224
アルコール専売	2
専売益金・専売納付金	302
専売価格の決定	303
国会	148
内閣	379
国庫	150
国庫大臣	157
大蔵大臣	23
大蔵省	22
各省各庁	42
各省各庁の長	42
会計検査院	32
財務	216
財務行政機関	216
総括機関	304
財政制度審議会	202
歳入	206
歳出	196
一般会計	8
特別会計	368
勘定	55
事業特別会計	227

独立採算制	374
会計年度	33
会計年度独立の原則	35
年度独立の原則→会計年度独立の原則	35
会計統一の原則	33
単一予算主義	325
総計予算主義	304
純計予算主義	268
国庫統一の原則	157
国庫金	151
国庫預金	158
預金制度	477
公金の支出制限	128
寄付金	73
財政状況の報告	201
財政投融资	202
財政投融资資金計画→財政投融资	202
インベントリー・ファイナンス	15
特別資金	370
財政犯	203
財政上の緊急処分（緊急財政処分）	201
公物	143
営造物	17
公の財産	23

【特別会計】

造幣局特別会計	306
印刷局特別会計	12
資金運用部特別会計	229
国債整理基金特別会計	162
貴金属特別会計	66
外国為替資金特別会計	39
産業投資特別会計	222
賠償等特殊債務処理特別会計	407
特定国有財産整備特別会計	366
地震再保険特別会計	330

交付税及び譲与税配付金特別会計	142
石炭及び石油対策特別会計	297
国立学校特別会計	184
厚生保険特別会計	139
船員保険特別会計	300
国立病院特別会計	185
あへん特別会計	2
国民年金特別会計	173
食糧管理特別会計	275
農業共済再保険特別会計	396
森林保険特別会計	282
漁船再保険及漁業共済保険特別会計	85
自作農創設特別措置特別会計	234
国有林野事業特別会計	183
中小漁業融資保証保険特別会計	342
特定土地改良工事特別会計	367
アルコール専売事業特別会計	3
輸出保険特別会計	474
機械類信用保険特別会計	65
木船再保険特別会計	465
自動車損害賠償責任再保険特別会計	250
港湾整備特別会計	145
自動車検査登録特別会計	247
空港整備特別会計	91
郵政事業特別会計	472
郵便貯金特別会計	473
簡易生命保険及郵便年金特別会計	52
労働保険特別会計	510
道路整備特別会計	363
治水特別会計	331
都市開発資金融通特別会計	374

【特別資金】

資 金	228
外国為替資金	38
国債整理基金	161
資金運用部資金	228
特別調達資金	371
補助貨幣回収準備資金	453
経済基盤強化資金	102
国税収納金整理資金	167

2 予算、予算の執行

【予算一般】

予 算	477
予 算 制 度	481
予算の区分（内容）	487
予 算 総 則	483
歳入歳出予算	210
歳 入 予 算	214
歳 出 予 算	198
継 続 費	103
繰越明許費	100
国庫債務負担行為	153
債務負担行為	217
予 備 費	498
予 備 金	498
予算の種類	490
本 予 算	459
当初予算→本予算	459
既 定 予 算	72
総 予 算	307
補 正 予 算	458
追 加 予 算	351
修正予算→予算の増額修正	491
暫 定 予 算	223
施 行 予 算	232
組 織 別 予 算	308
目 的 別 予 算	466
収入支出予算→政府関係機関の 予算・歳入歳出予算	292・210
予算の補正→補正予算	458
予 算 の 更 正	489
予算（決算）総計	483
予算（決算）純計	481
予算の弾力条項	491

【予算科目】

予 算 科 目	478
立 法 科 目	505
議 定 科 目	72
行 政 科 目	81
部 局 等	414

部	413	国庫債務負担行為要求書	155
款	51	歳入歳出予定計算書	211
項	123	各目明細書	43
目	465	予定経費増額要求明細書	497
節	299	独立機関の予算	373
科目解説	49	二重予算→独立機関の予算・予算の編成	373・493
経費	104	予算参照書（予算参考書類）	478
皇室費	133	予算の議決	486
内廷費	379	予算先議権	482
宮廷費	78	予算の修正	490
庁費	349	予算の増額修正	491
役務費	18	予算を伴う案件の発議・修正等の制限	495
交際費	131	予算の成立（自然成立）	490
報償費	446	予算の空白期間	487
委託費	7	【予算の執行】	
公共事業費	127	予算の執行	489
公共事業	127	予算の配賦	492
災害復旧事業費	190	配賦→予算の配賦	492
法律費	450	実行予算	245
物件費	420	予算の繰越し	488
人件費	280	支出負担行為実施計画	240
		支払計画	251
【予算の編成、成立】		予算の目的外使用	494
予算の編成	493	予算の移用及び流用	486
概算要求	41	移用	11
概算見積り	41	彼此移用→移用	11
要求減額→予算の要求減額	495	流用	505
予算の減額要求→予算の要求減額	495	彼此流用→流用	505
標準予算	411	移換え→国庫内の移換え	158
予算単価	484	予算の移替え	486
補助単価→予算単価	484	移替え→予算の移替え	486
予算定員	485	会計間の繰入れ	28
定員	355	責任支出	298
現員現給制	110	予算外支出	478
定員定額制	356	施行促進	231
予算の作成	489	繰延べ	100
歳入歳出等の概算	209	予算執行の監督	480
概算の決定	40	【予備費の使用】	
歳入予算明細書	214	予備費使用要求書	500
予定経費要求書	497		
継続費要求書	104		
繰越明許費要求書	100		

予備費使用書	499	科目更正	50
予備費使用調書	499	口座更正請求書	132
補充費途(補充科目)	452	すえ置整理報告書	290
【繰越し】		国庫内の移換え	158
繰越し	99	繰入れ	96
経費の繰越し(繰越し)	104	戻入	509
予算の繰越し	488	定額戻入→返納金の戻入	443
歳出予算の繰越し→予算の繰越し	488	相殺	305
明許繰越し	463	充当	262
事故繰越し	232	外貨による収入及び支出	26
通次繰越し	357	委任経理	10
繰越計算書	99	【会計機関】	
【剰余金】		会計機関	29
剰余金	272	会計機関の分立	30
歳計剰余→決算上の剰余(金)	110	歳入徴収官	212
純剰余金	268	支出負担行為担当官	240
新規発生剰余金	279	支出負担行為認証官	242
3 会計(通則, 金銭会計)		支出官	236
【会計通則】		委任支出官→支出官	236
会計	28	出納官吏	285
会計法規	36	収入官吏	263
会計年度所属区分	34	資金前渡官吏	231
年度所属区分→会計年度所属区分	34	歳入歳出外現金出納官吏	207
発生主義	408	繰替払等出納官吏	98
現金主義	114	出納員	285
定時収入	358	現金出納職員	115
随時収入	284	国の債権の管理機関(歳入徴収官等)	93
過年度収入	49	歳入徴収官等→国の債権の管理機関	93
過年度支出	48	総括債権管理機関	304
歳入歳出の混同禁止	210	国税収納命令官	169
出納	285	国税収納官吏	167
出納整理期限(出納整理期間)	288	国税資金支払命令官	166
出納閉鎖	289	国税資金支払委託官	166
会計法上の時効	37	代理官	321
時効→会計法上の時効	37	歳入徴収官代理・分任歳入徴収官代理→歳入徴収官	212
端数計算	407	支出負担行為担当官代理・分任支出負担行為担当官代理→支出負担行為担当官	240
国庫出納金等の端数計算	155	支出負担行為認証官代理→支出	
誤びゅう訂正	188		

負担行為認証官……………	242	郵政官署において取り扱う国庫金……	470
支出官代理→支出官……………	242	保管金……………	450
出納官吏代理→出納官吏……………	285	供託(金)……………	84
歳入徴収官等代理→歳入徴収官等……………	93	【会計帳簿・報告書】	
国税収納命令官代理・分任国税収納命令官代理→国税収納命令官……………	169	会計帳簿……………	32
国税資金支払命令官代理→国税資金支払命令官……………	166	歳入簿……………	214
国税資金支払委託官代理→国税資金支払委託官……………	166	歳入主計簿……………	211
分任官……………	438	徴収簿……………	348
分任歳入徴収官→歳入徴収官……	212	歳入徴収簿……………	213
分任支出負担行為担当官→支出負担行為担当官……………	240	徴収整理簿……………	347
分任支出官……………	439	歳出簿……………	198
分任出納官吏……………	439	歳出主計簿……………	197
分任収入官吏……………	439	主計簿→歳入主計簿……………	211
分任歳入徴収官等→歳入徴収官等……………	213・93	支出負担行為差引簿……………	239
分任国税収納命令官→国税収納命令官……………	169	支払計画差引簿……………	252
代行機関(会計事務の内部委任)……	315	支払元受高差引簿……………	255
検査員(現金出納職員等の帳簿及び金庫等の)……………	116	支出簿……………	244
原簿官……………	121	出納官吏の帳簿……………	286
出納官吏の弁償責任……………	286	現金出納簿……………	115
収納機関……………	265	国庫日記簿……………	158
歳入代理店……………	212	国庫原簿……………	153
委託徴収(収納)機関……………	6	日記簿……………	381
【現金】		原簿……………	121
現金……………	114	補助簿……………	456
歳計現金……………	192	国税収納金整理資金に係る帳簿及び報告……………	168
歳入歳出外現金……………	207	徴収済額報告書……………	346
前渡資金……………	301	徴収総報告書……………	347
預託(金)……………	496	支出済額報告書……………	237
政府預金……………	295	支出総報告書……………	238
指定預金……………	247	債権管理簿……………	193
国庫余裕金……………	159	債権現在額報告書・同総計算書……………	194
国庫剰余金……………	155	月計突合表……………	108
		国庫金の出納報告書……………	152
		4 収入・債権管理	
		【収入】	
		収入……………	263
		手数料……………	358
		使用料……………	273
		徴収……………	346

歳入の調査決定→調査決定	345	納付再委託	403
調査決定	345	履行延期の特約等	502
事後調定	233	徴収停止	347
納入告知(書)	400	債権のみなし消滅	195
返納告知(書)	444	定期貸債権	356
納入	400	すえ置貸債権→定期貸債権	356
納付書	403	元加	52
申告納付	281	加算金	44
即納	308	遅延利息	330
物納	420	延滞金	18
納付金	401	分納	439
国庫納付金→納付金	401	延納	20
返納金	442	延納利息	21
返納金の戻入	443	年賦金	394
収納	264	担保	328
現金領収証書	115	延納担保	21
定時収入	358		
随時収入	284	5 支出負担行為・支出	
過年度収入	49	【支出負担行為】	
印紙収入	13	支出負担行為	238
印紙	12	支出負担行為計画の示達	238
収入印紙→印紙	12	支出負担行為の限度額の示達	243
印紙納付	15	支出負担行為の確認・認証	242
証券による歳入納付	270	支出負担行為等の整理区分	241
代用納付証券→証券による歳入 納付	270	【支出】	
過誤納	43	支出	235
徴収決定外誤納	346	支出弁	255
強制徴収	81	支払計画	251
繰上徴収	96	支払計画の示達	252
不納欠損	434	支払元受高	254
【債権】		年度開始前支出	393
国の債権	91	年度開始前支出計算書	393
債権→国の債権	91	過年度支出	48
国の債権の管理に関する法規	93	資金交付	230
債権管理事務	192	国債元利払資金の交付	161
債権の免除及び条件変更	195	資金前渡	230
国の債権の減免及び効力の変更	94	小切手	146
国の債権債務等の金額の端数計算		小切手の振出し	147
→国庫出納金等の端数計算	155	小切手振出済通知書	148
納付委託	401	小切手の償還(金)	147
		還付(金)	62

【支 払】

支 払	251
前 金 払	460
概 算 払	41
精 算	291
繰 替 払	97
繰 替 使 用	97
隔 地 払	42
国庫金送金請求書	151
国庫金送金通知書	151
国庫金振替書	152
国庫金振替送金通知書	152
国庫金振込請求書	153
国庫金振込通知書	153
部 分 払	435
立 替 払	322
渡 切 費	512
支払遅延の防止（政府契約の）	253
歳出支払未済繰越金	197

6 契 約

競 争 契 約	83
一般競争契約	8
指名競争契約	257
随 意 契 約	284
概 算 契 約	40
単 価 契 約	325
長 期 継 続 契 約	345
公 正 協 議 契 約	135
契 約 担 当 官	106
契約担当官代理・分任契約担当官	
代理→契約担当官・代理官	106・321
分任契約担当官→契約担当官	106
契 約 審 査 委 員	105
契 約 の 締 結 ・ 確 定	107
契 約 書	104
請 書	16
見 積 書	461
見 積 合 せ	461
予 定 価 格	496
最低制限価格制度	204

展示入札売払制度	359
展示公売→展示入札売払制度	359
即 売 制 度	308
せ り 売 り	300
競 争 入 札	84
入札→競争入札	84
再度入札（再入札）	205
再度公告入札	205
指 名 基 準	257
入札参加の資格制限	388
開 札	39
落 札	501
連 合 入 札	509
談合入札→連合入札	509
無 効 入 札	462
複 数 落 札 制	416
保証金→契約保証金・入札保証金	107・389
入 札 保 証 金	389
契 約 保 証 金	107
違 約 金	10
入札保証保険	390
履行保証保険	502
検 収	118
検 査 調 書	117
完 成 調 書	57
完 納 調 書	61
既納部分調書	73
既済部分調書	69

7 国 有 財 産 ・ 物 品 ・ 有 価 証 券

【国 有 財 産】

国 有 財 産	174
国 有 財 産 法 規	180
行 政 財 産	82
公 用 財 産	145
公 共 用 財 産	127
皇 室 用 財 産	133
企 業 用 財 産	65
普 通 財 産	418
旧 軍 用 財 産	76